



松川中学校 部活動の方針

目標

- ① 部活動を通して、精神の鍛錬・技術の向上・強靭な身体の育成をはかるとともに、よりよい人間関係が築けるようにする。
- ② 各々の活動を通して、単に勝敗にとらわれず、自分に勝つ心を育て、人間として大切なマナーの育成を図る。
- ③ 学芸的な活動では、自主的で積極的な研究態度を養い活動を深めていく中で、個性を発見し伸ばすようにする。

本校の運営方針

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）長野県の中学生期のスポーツ活動指針改訂版（H31.2）松川中学校に係わる運動部活動の方針改訂版（松川町教育委員会 H31年4月）文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 文化庁）長野県中学校の文化部活動方針（R元年12月）に沿う。

- ① 学期中は週当たり休日1日、平日1日の2日以上の休養日を設ける。平日の休養日は水曜日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- ② 1日の活動時間は準備、片付け、ミーティング、休憩等を除き2時間程度とし、16:15から完全下校（季節により変動。最長は18:00）までとする。週2回に限り19:00までとすることができる。（5時間授業の場合は18:00まで）その場合は保護者の迎えを要する。休業日（学期中の週末を含む）の活動時間は平日と同様に長くても3時間程度とする。
- ③ 長期休業中は、学校閉庁日を除く休業期間の半分以上の休養日を設定する。できるだけ平日に行うよう配慮する。学校閉庁日は行わない。
- ④ 大会等への参加については生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を決定していく。
- ⑤ 男女混合の部活や大人数の部活には複数の顧問を配置し、協力体制の整備に努める。
- ⑥ 部活動指導員、外部指導者を確保し、技術的な面など指導の役割分担を行う中で、より効率的な指導に努める。部活動指導員が指導・引率を行う場合は原則単独で行うようにする。（令和4年4月1日長野県通知「部活動指導員任用事業補助金交付要綱」による）
- ⑦ 松川町少年少女スポーツクラブと連携しながら、少子化による部活の存続などの問題に対処していく。
- ⑧ 上記の方針について学校HPへの掲載の他、年度当初の部活動参観や部活動運営委員会等で周知を図っていく。
- ※ 朝の活動については、H31年度の1学期をもって終了。朝のランニング（自主参加）はR2年度をもって終了。

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

- ① 部活動地域移行について、生徒及び保護者に説明する。
- ② 松川町中学校地域移行協議会を設立し、地域移行に向けて検討を重ねていく。
- ③ 休日の部活動は令和7年度末をもって廃止する。
- ④ 地域移行にあたっては、少年少女スポーツ連盟との連携を図る。
- ⑤ 町内でできない部活動については、北部5町村での活動を推進していく。